

公開質問状

「東京都大気汚染医療費助成制度」にかかる質問

石原前都知事辞任を受けて行われる首都東京の知事選挙に立候補なされた皆様にお伺いいたします。

2008年から実施されている「東京都大気汚染医療費助成制度」は、東京都に居住する全ての喘息患者の医療保険本人負担分を全額助成する全国に先駆けた画期的な制度です。

この制度は、東京の大気汚染公害被害者（喘息・慢性気管支炎・肺気腫の患者）633名（内108名が裁判中に亡くなる）が、大気汚染をなくすことと全ての被害者救済を求めて道路管理者（国・東京都・首都高速道路会社）とトヨタ自動車をはじめとするディーゼル自動車メーカー（トヨタ・日産・三菱・マツダ・日産ディーゼル・いすゞ・日野）を被告として1996年から11年間の裁判を行う中で東京高裁での「和解勧告」に基づき創設されました。

国が公害健康被害補償法の新規認定を打ち切った1988年以降も大気汚染状況は改善されず、ぜん息等の病気になってもなんら補償のない未救済（未認定）患者は増え続け、高額な医療費を払えずに治療も受けられない中、病状は悪化の一途をたどり、入退院のくりかえしのなかで職を失い、最後は生活保護に頼らざるを得ない深刻な状況に追い込まれていく患者さんが多くいます。こうした中で18歳までの全ての大気汚染患者を救う制度に加えて始まった「東京都大気汚染医療費助成制度」は、18歳以上の大気汚染被害者のうち喘息患者に限って医療費本人負担を全額助成するものですが、毎月700名を超す18歳以上の多くの患者さんを救い続けており、10月末現在で約7万2千人と増加を続けています。

ぜん息の根本的な原因は気道の炎症であり、子どもの時発症した場合場は治ることもありますが、大人になって発症した場合はほとんど治ることがありません。しかし、吸入ステロイドの治療によって状態をコントロールすることで症状の悪化を防ぎ、高額医療費負担となる入院や死亡に至らない安定した状態を保つことが出来ます。

東京都のように医療費を助成し、安心して治療を続ける環境を整えることが、症状の改善に有効であることは、日本医学会も東京都も認めているところです。

こうした中東京都は、2013年8月以降に現行制度の見直しの検討を始めるとしていますが、候補者におかれでは今後の制度のあり方をどのようにお考えでしょうか。

12月^〆までに文章でご回答いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

東京公害患者と家族の会会長 西順司

2012年12月11日

東京公害患者と家族の会会长

西 順司 殿

東京都知事候補 宇都宮けんじ

ご回答（「東京大気汚染医療費助成制度」にかかる質問について）

1996年に提訴した東京大気汚染公害裁判は、喘息患者の医療費無料制度の創設へと結実しました。貴会の活動に心から敬意を表します。

私は日本弁護士連合会会長として、2011年6月24日に、「環境省『局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査—そら（SORA）プロジェクト』結果公表に関する会長談話」を公表し「SORAプロジェクトの結果をふまえ、国において、自動車排出ガスにより健康を害された全ての公害被害者を救済するため、日本弁護士連合会の意見に沿った、汚染原因者の費用負担による医療費のみならず障害補償費等の給付を含む新たな救済制度を早期に創設されるよう強く求めるものである。」との日弁連会長談話を公表しました。

【ご回答】

「東京大気汚染医療費助成制度」にかかる質問についてご回答します。

- 1 ぜん息患者の命と生活を守る医療費無料制度の継続をします。
- 2 気管支ぜん息だけではなく、公害健康被害補償法の指定疾病である肺気しゅ、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎にも拡充します。
- 3 財源を自動車業界と石油業界に求めます。
- 4 東京都として国に新たな大気汚染公害被害者救済制度の実現を求めます。



東京公害患者と家族の会

会長 西 順司 様

ご質問頂きましてありがとうございました。遅くなりましたが、以下お答えさせて頂きます。

私は、たばこや受動喫煙の害の普及啓発を通じて、たばこ要因だけではない喘息患者さんのシンポジウムなどに日本医師会や日本呼吸器学会ともに参加し、発言をしてまいりました。

制度の違いはありますが、喘息患者さんへの助成制度があるのは東京都と川崎市だけになっています。こうした非常に意味のある制度が東京都では条例によるのではなく、5年間の時限的な政策になっているのでは不安定です。

今後も患者さんにとって安心できる体制を整えたいと考えます。

東京都知事候補 松沢しげふみ